



お支払いする場合

- のうこうそく 脳梗塞で入院給付金が支払われる入院をし、脳梗塞の治療のため、公的医療保険制度の対象となる通院を、退院日の翌日から180日間経過するまでにしたケース。



お支払いできない場合

- 胃がんで入院給付金が支払われる入院をしたが、胃がんの自由診療の治療を受けるため通院したケース。

→ 自由診療による通院は公的医療保険の給付対象とならないため、通院治療給付金および通院治療一時金はお支払いできません。

「退院後通院治療保障特約(2021)」
の場合は ○ となります

「退院後通院治療保障特約(2021)」は、「退院後通院治療保障特約」の支払事由を拡大し、自由診療や労災保険(労働者災害補償保険)などの場合も支払対象としました。

解説

- 通院治療給付金は、退院後、入院と同一の原因の治療を目的とした通院を、支払対象期間中にしたときにお支払いします。「支払対象期間」は、1回の入院につき、それぞれ次の期間となります。

入院を開始した原因	支払対象期間
悪性新生物(がん)・上皮内新生物以外の場合	入院の退院時から、退院日の翌日を起算日として180日が経過するまでの期間
悪性新生物(がん)・上皮内新生物の場合	入院の退院時から、退院日の翌日を起算日として730日が経過するまでの期間

- 通院治療一時金は、1回の入院の支払対象期間中に、通院治療給付金の支払われる初回の通院をしたときにお支払いします。



入院給付金が支払われる入院をしていない場合は、入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的とした通院をしたときでも、通院治療給付金および通院治療一時金はお支払いできません。

- 「退院後通院治療保障特約」と「退院後通院治療保障特約(2021)」では「お支払いする場合」が異なります。

	特約名【特約付加・更新日】		支払額								
	退院後通院治療保障特約 [2021年1月1日以前]	退院後通院治療保障特約(2021) [2021年1月2日以降]									
・公的医療保険適用の場合 (事例1の※)を参照ください)	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特約の型</th> <th>通院治療給付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>診療報酬点数×1円</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>診療報酬点数×2円</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>診療報酬点数×3円</td> </tr> </tbody> </table> <p>診療報酬点数は、通院時の療養に係る点数です。病院または診療所に通院した際に発行された処方箋に基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も対象となります。</p>	特約の型	通院治療給付金	I型	診療報酬点数×1円	II型	診療報酬点数×2円	III型	診療報酬点数×3円
特約の型	通院治療給付金										
I型	診療報酬点数×1円										
II型	診療報酬点数×2円										
III型	診療報酬点数×3円										
・自由診療の場合 ・労災保険(労働者災害補償保険)・自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)・公的介護保険適用の場合 ・公的医療保険制度の被保険者資格を喪失している場合など	×	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特約の型</th> <th>通院治療給付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>通院日数×500円</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>通院日数×1,000円</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>通院日数×1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	特約の型	通院治療給付金	I型	通院日数×500円	II型	通院日数×1,000円	III型	通院日数×1,500円
特約の型	通院治療給付金										
I型	通院日数×500円										
II型	通院日数×1,000円										
III型	通院日数×1,500円										